

議案第60号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年8月31日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項から48の項までを一項ずつ繰り上げ、同表49の項金額の欄第4号中「33の項」を「32の項」に改め、同項を同表48の項とし、同表50の項金額の欄第4号中「33の項」を「32の項」に改め、同項を同表49の項とし、同表中51の項を50の項とし、52の項を51の項とし、同表53の項金額の欄第3号中「33の項」を「32の項」に改め、同項を同表52の項とし、同表54の項金額の欄第3号中「33の項」を「32の項」に改め、同項を同表53の項とし、同表55の項金額の欄第1号中「59の項」を「58の項」に改め、同項を同表54の項とし、同表56の項金額の欄第1号中「58の項」を「57の項」に改め、同欄第5号中「33の項」を「32の項」に改め、同項を同表55の項とし、同表57の項金額の欄第5号中「33の項」を「32の項」に改め、同項を同表56の項とし、同表58の項から77の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。